

# 愛知県

# ファミリーシップ宣誓制度とは

様々な事情により婚姻することができない、互いを人生のパートナーとして認め合う二人及びその子を始めとした近親者が、家族と約した関係であることを宣誓し、県がその宣誓を受理したことを証明する制度です。

## ●受理証明カード

愛知県 見本 第 \* 号  
※交付番号です  
ファミリーシップ宣誓書受理証明カード

〇〇 〇〇 様 △△ △△ 様  
(XXXX年XX月XX日生) (YYYY年YY月YY日生)

愛知県ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。

宣誓日 \*\*\*\*年\*\*月\*\*日 愛知県知事 〇〇 〇〇 印

## ●受理証明書

様式第2号(第5条関係) 見本  
ファミリーシップ宣誓書受理証明書

宣誓者

氏名	〇〇 〇〇	△△ △△
生年月日	XXXX年XX月XX日	YYYY年YY月YY日

子を始めた近親者等

近親者等の氏名	〇〇 ××	生年月日	ZZZZ年ZZ月ZZ日
近親者等の氏名	△△ ●●	生年月日	AAAA年AA月AA日
近親者等の氏名		生年月日	年 月 日
近親者等の氏名		生年月日	年 月 日

宣誓日 \*\*\*\*年 \*\*月 \*\*日 交付番号 第 \* 号

愛知県知事 〇〇 〇〇 印

(裏面) 見本

○ 注意事項

- この受理証明書は、愛知県ファミリーシップ制度実施要綱に従って取り扱ってください。なお、この受理証明書は、法的効力を有するものではありません。
- 次の場合は、受理証明書及び受理証明カードを返還してください。
  - パートナーシップが解消されたとき
  - 宣誓者の双方が県内に住所を有しなくなったとき
  - 宣誓者の一方が死亡したとき ※
  - 要綱12条の規定により、宣誓が無効となったとき
  - その他の上記に掲げるもののほか、返還すべき事由が生じたとき※ 近親者等と引き続きファミリーシップの関係の継続を希望する場合は、この限りではありません。
- 次の場合には無効となります。
  - 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
  - 受理証明書を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと知事認めるとき。
  - 要綱第3条の各号の規定に反しているとき。
  - 要綱第4条第7項の規定に反して、県内への転入を証明する書類を提出しないとき。

○ 通称名を使用している場合  
以下に戸籍上の氏名(外国人の場合は、これに準じるもの)を記載します。

戸籍上の氏名	〇〇 〇〇	△△ ▼▼
通称名	〇〇 〇〇	△△ △△

この受理証明書を提示された方へ  
愛知県では、愛知県人権尊重の社会づくり条例(令和4年愛知県条例第3号)の理念である「多様性を認め合い、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくり」の実現に向けた取組の一助として、『愛知県ファミリーシップ宣誓制度』を実施しています。  
この受理証明書は、宣誓者が愛知県ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に規定するファミリーシップ(互いを人生のパートナーとし、職能や関係に基づき永続性をもった生活共同体を構築している又は構築することを約した関係及び、その関係にある者の一方又は双方の子を始めとした近親者その他知事が適当と認める者を含め、家族である約した関係)の関係にあることを宣誓し、愛知県がその宣誓を受理したことを証明するものです。  
宣誓者が、その関係性を説明し、理解を得ていくためのものとして、提示することがあります。この受理証明書を提示された方は、本制度の趣旨を十分ご理解いただきますようお願いいたします。  
なお、本制度を利用する方の個人情報(性的指向・性自認や、本制度を利用していること等)については、本人の同意なく口外しないようにしてください。

カードを提示された方へ 見本

このカードは、宣誓者が愛知県ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に規定するファミリーシップの関係にあることを宣誓し、愛知県がその宣誓書を受理したことを証するものです。  
このカードの提示を受けた方は、本制度の趣旨を御理解いただけますようお願いいたします。  
子を始めた近親者等 〇〇 ×× (ZZZZ年ZZ月ZZ日生)  
△△ ●● (AAAA年AA月AA日生)

(通称名を使用している場合の戸籍上の宣誓者の氏名)  
〇〇 〇〇 △△ ▼▼  
発行：愛知県県民文化局人権推進課

## ファミリーシップとは何ですか？

「パートナーシップにある者(同性・異性を問わない)及びその子を始めた近親者(三親等内)を含め、家族であると約した関係」を指します。

同性カップルに限らず、様々な事情により婚姻制度を利用できないカップル及びその家族も対象です。

## 制度利用者が受けられる行政サービスはありますか？

制度利用者は、受理証明書等の提示により、県の行政サービス等を受けられるようになります。

また、県内市町村の行政サービスも受けられるものがあります。

### ●行政サービス等

(愛知県)

- ・県営住宅への入居
- ・県立病院における面会、手術同意
- ・県図書館における代理人による利用カード交付の申込み 等

(市町村)

- ・市町村営住宅への入居
- ・市町村立病院における面会、手術同意
- ・住民票の続柄を縁故者へ変更
- ・各種申請の代理申請 等

詳細はWebページをご覧ください。

なお、行政サービス等の利用にあたっては、受理証明書等の提示の他、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。



# 愛知県ファミリーシップ宣誓制度を利用できる人はこんな人たちです!

パートナーシップ<sup>(※)</sup>の関係にある方で、次のいずれにも該当する方は、宣誓することができます。

※パートナーシップ:互いを人生のパートナーとし、親密な関係に基づき持続性をもった生活共同体を構築している又は構築することを約した関係をいう(同性、異性を問わない)

- ✓ 成年に達していること
- ✓ いずれか一方が県内に住所を有し、又は県内への転入を予定していること (同居していなくても対象)
- ✓ 双方に配偶者(事実婚を含む)がないこと (ただし、宣誓者同士が事実婚の場合は対象)
- ✓ 双方が他の者とパートナーシップ又はそれに類する関係にないこと
- ✓ 双方が民法に規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係(近親者等)にないこと (ただし、宣誓者同士がパートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合は、宣誓することができます)

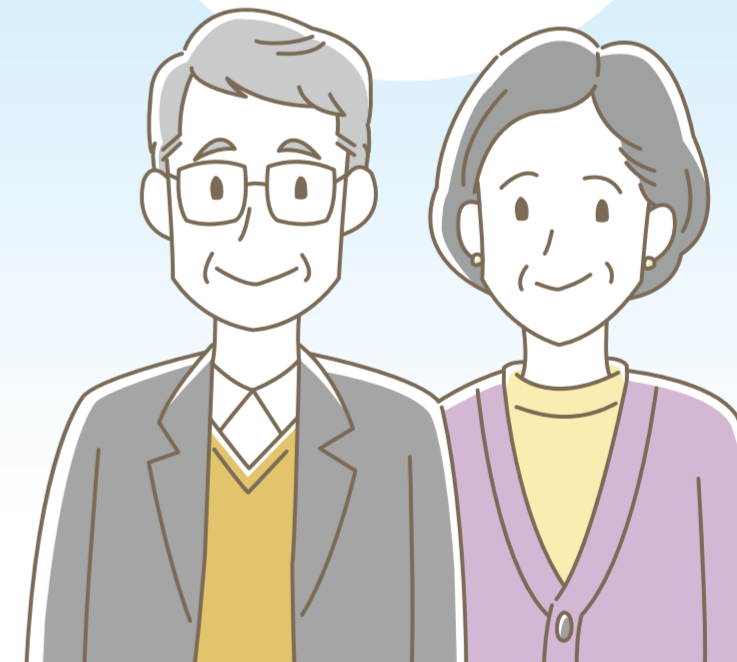
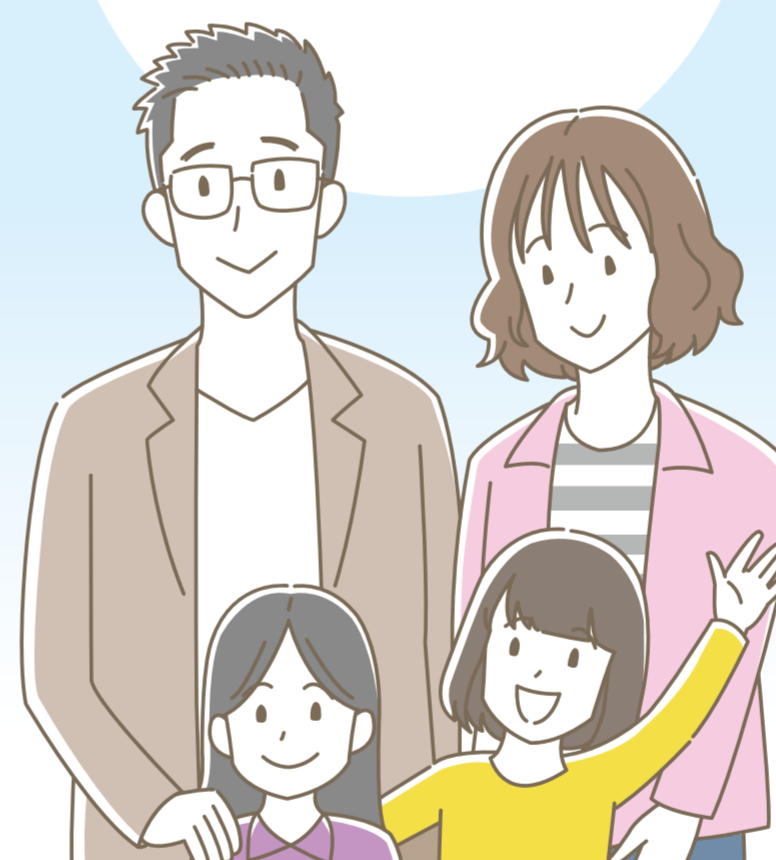
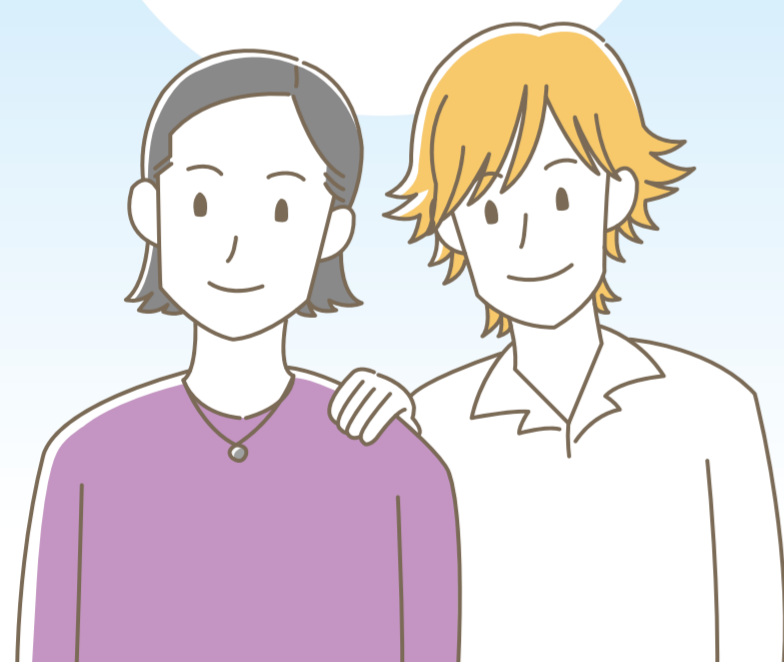
## ●制度を利用される方たちの例

パートナーと  
これからも  
一緒にいたい

婚姻制度は  
使いたくない

パートナーの  
子どもとの  
関係性を示したい

様々な理由で  
結婚に足を  
踏み出せない



## 近親者等とファミリーシップであることの記載を希望する場合

宣誓者の一方又は双方に、子を始めた近親者(三親等内)がいる場合で、ファミリーシップの関係にあり、希望されるときは、受理証明書等にその者の氏名、生年月日を記載することができます。

## 通称名を使用する場合

性別違和等の理由により、通称名を使用して生活している場合、通称名を使用することができます。

※必要書類等の詳細は、愛知県人権推進課Webページをご覧ください。

# 制度にまつわるQ&A

## Q なぜ、愛知県でファミリーシップ宣誓制度を行うのですか？

A 愛知県では、愛知県人権尊重の社会づくり条例(令和4年愛知県条例第3号)第15条に規定する「性的指向及び性自認の多様性の理解の増進」を図り、同条例の理念である「多様性を認め合い、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくり」の実現に向けた取組の一助として、自治体が独自に取り組むことができる「愛知県ファミリーシップ宣誓制度」を2024年4月1日より実施することとしました。

## Q 愛知県ファミリーシップ宣誓制度と婚姻制度の違いは何ですか？

A 婚姻は民法に定める法律行為であり、相続などの財産上の権利や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。一方、愛知県ファミリーシップ宣誓制度は、県が要綱に基づき独自に実施するもので、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。本制度は、パートナーと共に歩むお二人及びそのご家族の人生が、愛知県内での生活の中で尊重され、自分らしく安心して暮らしていただく環境づくりを目指すものです。

## Q 宣誓はどのように行うのですか？

A 宣誓するには予約が必要です。日時等を調整させていただきますので、宣誓希望日の原則3か月前から1週間前までに、専用メール又は電話にてお申込みください。

### 【予約申込先】

愛知県 県民文化局 人権推進課

専用メールアドレス: [aichifamilyship@pref.aichi.lg.jp](mailto:aichifamilyship@pref.aichi.lg.jp)

電話: **052-954-6749** (ダイヤルイン)

[電話受付時間: 平日 9:30~16:30まで]

### 【確認事項】

- ① 宣誓者氏名(宣誓者のお二人)
- ② 連絡先(電話番号・メールアドレス)
- ③ 宣誓希望日時(第5希望までお伝えください。)  
時間は、平日(※)の9:30、11:00、14:00、15:30からお選びください。
- ④ 宣誓方法(対面又はオンライン)
- ⑤ 県外から県内への転入予定の有無
- ⑥ 受理証明書等への近親者等の記載の有無
- ⑦ 通称名の使用の有無

※平日: 開庁日(国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始を除く月曜日から金曜日)

## Q 宣誓することができるのは、同性のカップルだけですか？

A 同性カップルに限定していません。宣誓の要件を満たしていれば、戸籍上の性別に関わらず宣誓することができます。

## Q 外国籍の人でも宣誓できますか？

A 住民票があり配偶者がいなければ、外国籍の人でも宣誓できます。なお、そのことを証明するための書類として、住民票の写し又は住民票記載事項証明書その他、婚姻要件具備証明書(独身証明書)等、配偶者がいないことが確認できる書類が必要になります。また、婚姻要件具備証明書(独身証明書)等の書類については、大使館・領事館等にご相談いただき、日本語訳を添付して提出してください。

## Q 申請に関してプライバシーは守られますか？

A 宣誓者のプライバシー保護のため、個室スペースにて宣誓を行っていただくこととしています。また、公務員には守秘義務が課せられていますので、ご安心ください。

上記以外にもよくいただく質問をホームページに掲載しています



# 企業経営者・人事担当者の方は要チェック

## あなたの会社の従業員が ファミリーシップ(パートナーシップ)制度を 利用したら？

自治体が発行する「ファミリーシップ(パートナーシップ)受理証明書」を、同性や事実婚のパートナーやその子どもを社内制度上「家族」として扱うための申請書類として採用している企業が増えています。ぜひこれを機会に手当(家族手当、住宅手当、結婚祝金など)や休暇(慶弔休暇、育児休暇、介護休暇など)の対象を広げられないか検討してはいかがでしょうか。

### ◎ファミリーシップ(パートナーシップ)制度を活用している企業の事例



#### 豊田合成株式会社

本社所在地：愛知県清須市  
従業員数：単独 6,733名 (2024年4月1日時点)  
URL：<https://www.toyoda-gosei.co.jp/>



#### 加藤精工株式会社

本社所在地：愛知県刈谷市  
従業員数：225名 (2024年4月1日時点)  
URL：<https://www.katoseiko.jp/>



#### 株式会社山田メッキ工業所

本社所在地：愛知県名古屋市  
従業員数：105名 (2024年4月1日時点)  
URL：<https://yamada-mekki.co.jp/>



#### 株式会社アイエスエフネット

本社所在地：東京都  
従業員数：2,667名 (2024年4月1日時点)  
URL：<https://www.isfnet.co.jp/>

※企業ごとに人事制度の内容は異なりますので各企業のホームページ等をご覧ください。

### ファミリーシップ(パートナーシップ)制度活用企業で働く人の声

働いている会社では、同性のパートナーも福利厚生の対象として認めていることがすごく嬉しくて、素敵な会社で働いていると思いました。

自治体の動きとあわせて会社でもファミリーシップ(パートナーシップ)制度を活用することになった。法律婚をしている人と同じように会社内の制度を利用できるというのはとても過ごしやすいと思います。

最近、婚姻できない人たちも制度の対象になりました。自分たちの存在が認められたような気がして嬉しかったです。

# こんな困りごとが起こっています！

パートナーと二人の名義で住居を借りようとしたところ、ルームシェアが可能な物件にしか入居できず、入居が可能な物件がほとんど見つからなかった。



認知症・意識不明状態のパートナーについて、外科手術が必要となったが、パートナーとの関係性を理解してもらえず、スムーズに治療を受けることができなかった。

パートナー・パートナーの子どもを民間サービスの家族割引対象に申し込もうとしたところ、親族でないことを理由に拒否された。



## 婚姻制度を利用できず、パートナーや子ども等との関係性を示すことができないことで困ることの事例

避難所で同性パートナーの所在を確認しようとしたところ、親族でないことを理由に情報提供を拒まれ、確認できなかった。



同性パートナーを会社の健康保険の被扶養者として加入させようとしたが、配偶者ではないことを理由に拒否された。



パートナーと子どもの関係を証明するものがないため、パートナーが学校の送り迎えができなかった。



## 愛知県にじいろ電話相談

性的少数者の当事者や周りの方々が相談できる窓口を開設しています。

**Tel: 0120-241-612**

実施日時：  
毎月第3月曜日午後7時～午後10時



にじいろーにや



愛知県では、性の多様性に関する相談に応じる方に向けたガイドブック「相談対応者のためのレインボーガイドブック ～知ってほしい性の多様性のこと～」を作成しました。ぜひご活用ください。